

試作・技術開発支援助成金募集要領

1. 制度の概要

公益財団法人しまね産業振興財団は、企業等が IT 関連の技術を利用し、もって県内産業の更なる発展を図ることを目的として、当該試作・技術開発等を行う場合にかかる経費のうち代表理事副理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2. 助成対象となる事業者とは

- (1) 県内の IT 事業者
- (2) 県内のサービス事業者。但し、当該サービス事業者がサービスを開発するにあたって、システム開発等を県内の IT 事業者へ委託する場合に限る。
- (3) 県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。

3. 助成対象となる事業とは

県内産業の新しいマーケットの創造や顧客開拓に繋がると認められ、IT 関連技術を用いて独創性や新規性に富む試作・技術開発を行うものについて、次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) VR（仮想現実）、AR（拡張現実）やドローン、ウェアラブルデバイス等の先進的なコンテンツ制作技術や AI、IoT 技術等を用いて、顧客候補へ完成品に近い試作を実体験させ顧客ニーズを確かめることで、市場参入の可能性を探る事業
- (2) IT 関連機器類の開発に技術的リスクが存在する事業で、当該機器の開発を自らが行えるかどうか試作において技術検証し、市場参入の可能性を探る事業。

4. 助成対象となる期間

原則、交付決定日から 3 ヶ月

5. 助成対象となる経費

- (1) 人件費（本事業における試作・技術開発及び実地検証等に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る。）
- (2) 試作・技術開発に必要な外部委託費
- (3) その他代表理事副理事長が特に必要と認める経費

6. 助成率及び上限金額について

助成金交付対象経費の 2 分の 1 の額（千円未満切り捨て）。50 万円以下。

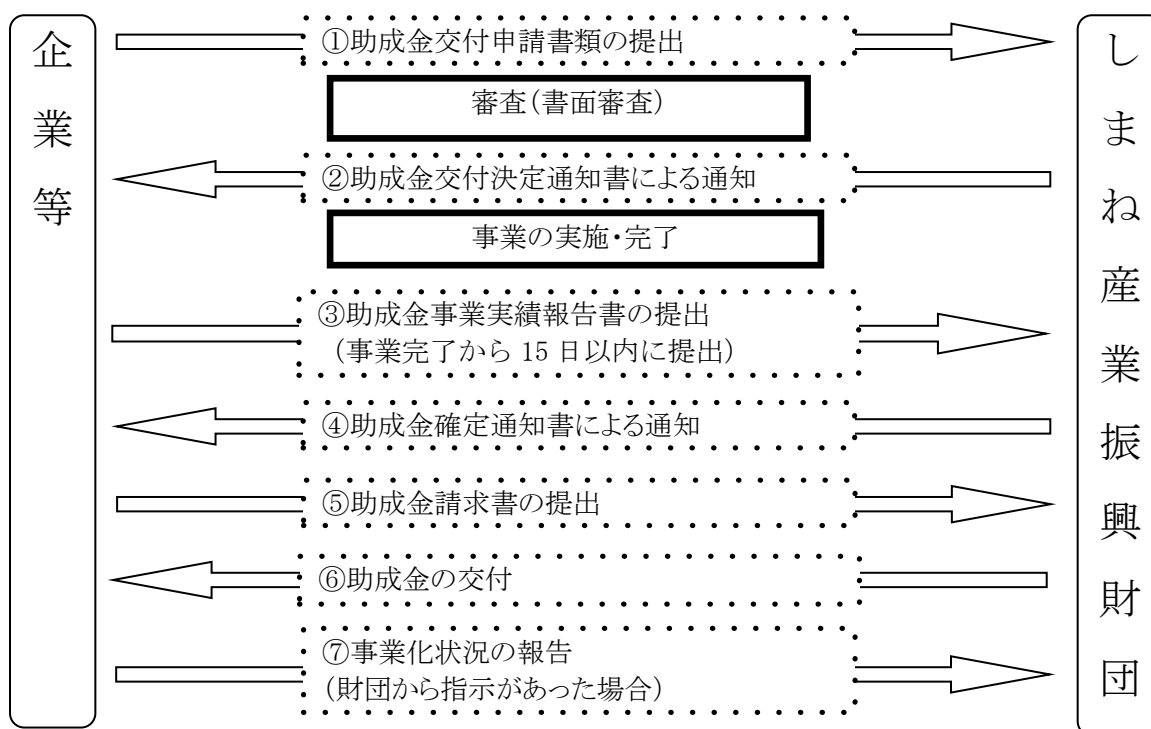
7. 応募受付期間

随時

8. 申請の方法

- (1) 助成金交付要綱、申請様式については、しまねソフト研究開発センターホームページからダウンロードできます。
- (2) 申請時の提出物は次のとおりです。各 1 部ずつご提出ください。
 - ・提案者の概要書（会社案内等）
 - ・直近 3 期分の決算書もしくは申告書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書）
 - ・島根県税に係る納税証明書（原本又は写し）
 - ・交付要綱第 4 条第 3 号のコンソーシアムとして申請する場合は、コンソーシアム協定書（原本又は写し）
 - ・個人の場合は住民票（マイナンバー記載の無いもの）
 - ・その他資料（当財団が必要とする資料）

9. 申請の流れ



10. 注意事項

(1) 事業開始日と事業完了日について

ア 助成金の対象となる事業の実施は、「交付決定」があった日以降になります。それ以前に着手（発注・支払等）した経費は助成対象外となりますので、ご注意ください。

イ 「事業完了」は、支払行為を含む全ての行為の完了を意味します。そのため、事業完了日を過ぎた支払経費は、原則助成対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 助成事業の採択

ア 事業の採択にあたっては、当財団において審査をし、決定します。

イ 審査結果については、書面にて通知します。審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、予めご了承ください。

(3) 公表

交付決定となったものについては、企業名・事業名について公表する場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 事業の適正な遂行

助成事業が採択された場合、事業完了後に提出する実績報告書に添付する帳簿等の様式をお渡ししますので、事業の実績状況等を記録してください。

(5) 「人件費」の額の算定方法は、試作・技術開発及び実地検証等に直接関与する者について時間給単価（健保等級労務費単価を適用）に直接従事時間数を乗じた額とします。

(6) 事業化状況の報告

助成事業終了後 5 年間、財団より指示があった場合、助成事業の事業化状況等について報告いただきます。

11. お問い合わせ・申込先

公益財団法人しまね産業振興財団

しまねソフト研究開発センター（ITOC）（担当：渡部・渡利）

〒690-0826 島根県松江市学園南 1 丁目 2 番 1 号

TEL：0852-61-2225 FAX：0852-61-3322

E-mail：itoc@s-itoc.jp